

施設使用に関する決まり

1 全般的事項

- ① 正門から責任者と一緒に団体単位で入校して下さい。開放時間途中に個人単位で出入りする際には、必ず管理指導員に報告して確認を得て下さい。
最後に帰る方は、必ず正門を閉めて下さい。(施錠不要です。)
- ② 一回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。時間厳守をお願いします。
- ③ 自動車での来校は、用具の運搬その他必要最低限の場合を除いて原則として禁止します。自動車で来校する必要がある場合は、事前に学校に届け出て承認を得て下さい。その際、各団体とも使用車両は1台限定(バイクも台数に入ります。)とし、駐車票を掲示し学校が指定する場所に駐車して下さい。また、校内での運転は、部活動中の生徒等に十分に注意を払って下さい。
なお、令和7年度は本校では年度当初にテニスコートの修繕が予定されており、その進捗によっては開放予定が変更・中止になる可能性があります。
- ④ 学校施設用具等の汚損破損がないように使用して下さい。万一、汚損破損した場合は、直ちに管理指導員へ申し出て、管理指導員の指示に従って下さい。
- ⑤ 各施設使用の際には、決められた靴を使用して下さい。
(例 グラウンド：グラウンド用シューズ、テニスコート：テニスシューズ)
- ⑥ 使用後は、必ず清掃・整地等を実施し、学校教育に支障のないよう原状回復をお願いします。
- ⑦ 校内は全面禁煙です。また、ゴミ等は必ずお持ち帰り下さい。
- ⑧ トイレは体育館外側のトイレを使用して下さい。学校の電話は、使用出来ません。
- ⑨ 使用を許可された以外の場所への立ち入りを厳に禁じます。
- ⑩ 登録団体以外の立ち入りは禁止します。
- ⑪ 校内での営業行為並びに業者の立ち入りは禁止します。
- ⑫ 安全を脅かす行為、他の使用者や近隣住民への迷惑行為や団体の規律を乱す行為をしないで下さい。
- ⑬ 使用終了時に、使用人数、学校施設・用具等の異状・事故の有無を管理指導員に報告して下さい。
- ⑭ 施設管理・安全管理・その他使用上の注意に関しては、管理指導員の指示に従って下さい。

2 細則

- ① グラウンド
グラウンドは、野球エリアのみ開放対象です。区分された以外のエリアには立ち入らないで下さい。
芝生には立ち入らないようお願いいたします。(特にスパイク靴では厳禁です。)
グラウンド整地用の用具は、使用可能です。
雨天時等(前日が雨天の場合も含めて)で使用後の修復が困難と考えられる場合は、学校での授業に支障が生じますので、使用しないで下さい。
石灰・用具類は、所定の場所のものを使用して下さい。
- ② テニスコート
ネット・備え付けのブラシ以外の物品は貸出できません。
砂入り人工芝コートは、使用後ブラシをかけて下さい。
コート入口は施錠管理していますので、利用後は必ず入口の施錠を行なってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査により、一定期間の使用を禁止し、又は、団体登録を取り消すことがあります。また、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。